

## 障害者基本法の一部を改正する法律案に対する修正案骨子

### 第一 目的（第1条関係）

「等しく基本的人権を享有する個人として尊重される」という表現を「等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」に改めること。

### 第二 定義（第2条関係）

「精神障害」に「発達障害」が含まれる旨を括弧書きで明記すること。

### 第三 医療、介護等（新第14条関係）

障害者の自立のための支援として「保健サービス」を明記すること。

### 第四 教育（新第16条関係）

- 1 国及び地方公共団体は、第16条第1項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないものとする。
- 2 障害者の教育に関して促進されるべき環境の整備の例示として、「適切な教材等の提供」を明記すること。

### 第五 療育（新第17条関係）

国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならないものとする。

### 第六 公共的施設のバリアフリー化（新第21条関係）

バリアフリー化の推進が図られるべき「交通施設」に、車両、船舶、航空機等の移動施設が含まれることを明記すること。

### 第七 情報の利用におけるバリアフリー化等（新第22条関係）

障害者が他人との意思疎通を図ることができるようにする等のために国及び地方公共団体が講ずべき施策の例示として、「障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣」を明記すること。

### 第八 相談等（新第23条関係）

- 1 障害者の自立及び社会参加の支援等のため、障害者の総合的な相談に対応できるよう有機的連携の下に必要な相談体制を整備する旨を明記するこ

と。

- 2 国及び地方公共団体が障害者の権利利益の保護等のための施策を講ずる際の配慮事項として、「障害者の意思決定の支援に配慮すること」を明記すること。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のため、障害者の家族に対し、相談及び助言、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行わなければならないものとする。

#### 第九 文化的諸条件の整備等（新第 25 条関係）

「文化活動」という表現を「文化芸術活動」に改めること。

#### 第十 防災及び防犯（新設）

国及び地方公共団体は、障害者が地域において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に係る必要な施策を講じなければならないものとする。

#### 第十一 消費者としての障害者の保護（新設）

- 1 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならないものとする。
- 2 事業者は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供等に努めなければならないものとする。

#### 第十二 検討（附則関係）

- 1 国は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 2 国は、障害者が地域社会において必要な支援を受けながら自立した生活を営むことができるようにするため、障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の相互の有機的連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。